

○川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月17日条例第19号

川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

**第3条** 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関しその適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用)

**第4条** 別表第1の左欄に掲げる町の機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 町の機関は、当該機関が番号法別表第1の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。

3 別表第2の第1欄に掲げる町の機関は、同表の第3欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された同表の第2欄に掲げる特定個人情報を、同表の第4欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の法令（法律及びそれに基づく命令並びに条例、規則その他の規程をいう。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとして取り扱うことができる。ただし、本人（番号法第2条第6項に規定する本人をいう。）が規則で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（委任）

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第4項の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第5項の規定による地域支援事業（同条第1項に規定する地域支援事業をいう。）に係る利用者に対する利用料の請求に関する事務及び川南町緊急通報システム事業実施要綱（平成18年川南町訓令第12号）による事業の利用者に対する費用の請求に関する事務であって規則で定めるもの（以下「福祉サービス利用料請求等事務」という。）
2 町長	川南町営住宅管理条例（平成9年川南町条例第19号）第2条第3号の町単独住宅に係る同条例第14条から第18条の規定による家賃に関する事務であって規則で定めるもの（以下「町単独住宅事務」という。）
3 町長	川南町重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年川南町条例第7号）に

	より重度障害者に対し医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの（以下「重度障害者医療費助成事務」という。）
4 町長	川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和55年川南町条例第4号）によりひとり親家庭の医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの（以下「ひとり親家庭医療費助成事務」という。）
5 町長	川南町子どもの医療費助成に関する条例（平成27年川南町条例第10号）により子どもの医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの（以下「子どもの医療費助成事務」という。）

別表第2（第4条関係）

機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
1 町長	地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（番号法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は介護保険給付等関係情報（番号法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）	地方税関係事務（地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、住民基本台帳関係事務（住民基本台帳法による住民基本台帳事務をいう。以下同じ。）又は介護保険給付等関係事務（介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるものをいう。）	福祉サービス利用料請求等事務

2 町長	地方税関係情報又は住民 票関係情報	地方税関係事務又は住民基 本台帳関係事務	町単独住宅事務
3 町長	地方税関係情報又は住民 票関係情報	地方税関係事務又は住民基 本台帳関係事務	重度障害者医療費助成事務
4 町長	地方税関係情報又は住民 票関係情報	地方税関係事務又は住民基 本台帳関係事務	ひとり親家庭医療費助成事 務
5 町長	地方税関係情報又は住民 票関係情報	地方税関係事務又は住民基 本台帳関係事務	子どもの医療費助成事務